

お知らせ

八潮市

東日本高速道路株式会社

都市計画法第六十二条第一項の規定により、令和六年七月十九日付で草加都市計画道路事業 一・三・二号高速外環状道路について、都市計画事業の認可の告示があったので、都市計画法第六十六条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

1 都市計画事業の種類及び名称
草加都市計画道路事業 一・三・二号高速外環状道路

2 施行者の名称
八潮市
東日本高速道路株式会社

3 事務所の所在地
八潮市役所
埼玉県八潮市中央一丁目二番地一
東日本高速道路株式会社関東支社さいたま工事事務所
埼玉県さいたま市岩槻区加倉二六〇

4 事業地の所在
(1) 収用の部分
埼玉県八潮市大字八條字入谷及び字白鳥地内
(2) 使用の部分
なし

5 事業施行期間 令和六年七月十九日～令和十三年三月三十一日

令和六年七月十九日以後は事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易ではない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、市長の許可が必要になります。また、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければなりません等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、八潮市都市整備部北部拠点整備課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。

八潮市都市整備部北部拠点整備課

電話 〇四八(九九六)二二一一(代)

東日本高速道路株式会社関東支社さいたま工事事務所

電話 〇四八(七四九)九六二〇(代)